

大牟田市機密文書資源化事業協力協定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と機密文書の資源化事業に取り組む事業者が協定を締結し、排出事業者が安心して機密文書の資源化を委託できる環境整備を図ることで、紙類の資源化を促進し、燃えるごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次号に定めるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密文書 企業等における顧客リストなどの個人情報や事業活動に直結する情報など、企業等にとって機密性の高い情報が記載されている再生できる紙類をいう。
- (2) 機密文書の資源化 機密文書の情報を破砕、裁断、溶解などにより抹消し、機密性を確保しながら、機密文書を再び製品の原材料とすること。

(協定)

第3条 次条に定める協定締結基準に適合するときは、市長と「大牟田市機密文書資源化事業協力協定」（以下「協定」という。）を締結することができる。

(協定締結基準)

第4条 前条に規定する協定締結基準は、次の各号に定める。

- (1) 事業内容が再生業又は、収集運搬業（再生目的の場合に限る。）であること。
- (2) 事業所（事務的な業務の運営を管理する場所をいう。）又は、事業場（再生業又は、収集運搬業を行う本拠となる場所をいう。以下同じ。）が大牟田市内又は、概ね別表に掲げる市町村にあること。
- (3) 廃棄物処理法その他関係法令を遵守していること。
- (4) 廃棄物処理法で規定する一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準を満たしていること。
- (5) 次の各号のいずれかを直接経由し、機密性を確保した資源化ルートが確立していること。

ア 国内の製紙工場

イ 資源化のための破砕、裁断、溶解などが可能な処理施設

ウ その他、資源化されることが確実であると市長が認めるルート

(暴力団排除)

第5条 大牟田警察署からの通知に基づき、市長と協定締結を希望する者（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条に関わらず、市長と協定を

締結することができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者。

（申請）

第6条 申請者は、大牟田市機密文書資源化事業協力協定締結申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請内容を審査するとともに、必要に応じて申請に係る事業場その他関係か所に立ち入り、申請内容を確認することができる。

（申請の受付期間）

第7条 市長は、前条に規定する申請を年間を通して受け付けることとし、大牟田市ホームページ等で周知を図らなければならない。

- 2 申請者は、年間を通して申請することができる。

（協定の締結）

第8条 市長は、審査の結果、申請者が第4条に定める協定締結基準に適合すると認められる場合は、申請者と協定を締結するものとする。ただし、第5条に該当する場合は、この限りでない。

（協定の不締結）

第9条 市長は、審査の結果、申請者と協定を締結することができないと認められる場合は、申請者に対し、協定不締結通知書（様式第3号）をすみやかに通知しなければならない。

（大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書）

第10条 市長は、協定を締結した者（以下「協力事業者」という。）に対し、大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書（様式第4号）を交付しなければならない。

- 2 協力事業者は、大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書を事業所に掲示するとともに、本市が取り組む機密文書の資源化による燃えるごみの減量化・資源化の推進に協力しなければならない。

(変更の届出)

第11条 協力事業者は、第6条の規定により申請した事項について変更が生じた場合、大牟田市機密文書資源化事業協力協定申請内容変更届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

(協定の期間)

第12条 協定の有効期間は、協定締結した年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれかの当事者より、書面又は口頭による解除の申し出がなかったときは、自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第13条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 第4条に規定する要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 協力事業者が協定について重大な違反をしたとき。
- (3) 協力事業者から解除の申し出があったとき。
- (4) その他、協力事業者として適当でないと認めたとき。

(市の責務)

第14条 市長は、この要綱に基づく制度及び協力事業者の周知を図るよう努めなければならない。

(協力事業者の責務)

第15条 協力事業者は、協定書で定めた事業を適正に執行しなければならない。

- 2 協力事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物処理法その他関係法令を遵守しなければならない。

(回収実績の報告)

第16条 協力事業者は、毎年度、前年度の回収実績を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告の書式については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

県名	市町名
福岡県	福岡市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、うきは市、朝倉市、みやま市、那珂川市、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）、三潞郡（大木町）、八女郡（広川町）
佐賀県	佐賀市、鳥栖市、神崎市、神崎郡、三養基郡（吉野ヶ里町）、三養基郡（基山町、みやき町、上峰町）
熊本県	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、玉名郡（玉東町、南関町、長洲町、和水町）